

大市教委第 号  
令和 年 月 日

<申請者> 様

大阪市教育委員会  
教育長 多田 勝哉

## 著作物利用承諾書

令和 年 月 日付けで依頼のあった申請に関して、次のとおり承諾します。

### 記

#### 1 利用を承諾する作品

#### 2 利用の承諾条件について 【利用内容によって、随時修正する】

以下の条件を遵守してください。

- (1) 著作物の利用者については、申請書に記載のある者に限り、第三者への再承諾は認めない。
- (2) 著作物の内容については、変更せずに利用すること。
- (3) この承諾については、独占的な承諾ではなく、他者からの申請があった場合は、同等の条件で承諾を行うものとする。
- (4) 大阪市教育委員会が必要とした際、制作物の最終版を大阪市教育委員会に提示し意見を求めるとともに、完成したものを1部提出すること。
- (5) 制作物および転載等に関しては、著作権者名、第一発行年を表示すること。
- (6) 大阪市教育委員会が必要とした際、著作物の利用に関し、監査を受けること。
- (7) 承諾条件に反し著作物を利用した場合、即時に著作物の利用を停止すること。
- (8) 著作物を利用した二次的著作物を利用する場合は、大阪市教育委員会の承諾と合わせて、

二次的著作物の著作者からも許諾を得ること。

(9) 制作物の作成にかかる必要経費（再販後の広報に関する経費及び販売・代金回収にかかる経費も含む）以上の利益を生じないこと。

(10) 別紙『『はーと&はーと』絵本および『入選作品集』掲載作品にかかる著作物利用許諾に関する取扱要綱』を遵守すること